

大台町お試し住宅事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大台町への移住・定住を促進するため、町内にある空き家を活用し、移住希望者が大台町の風土や日常生活を体験するために居住する住宅を提供する事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 町外に住所を有する者で、本町への移住（転勤又は婚姻による転入予定者を除く。）を検討している者をいう。
- (2) お試し住宅 日常生活を営むための家具、電化製品等の家財道具を備え、本町が移住希望者に貸し付ける住宅及びその附帯施設並びにこれらの敷地をいう。

(名称及び位置)

第3条 お試し住宅の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
長期滞在型お試し住宅	別に定める。

(借受資格)

第4条 お試し住宅を借り受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住希望者であること。
- (2) お試し住宅の使用期間中において、積極的かつ円滑に周辺の地域住民と交流を持てる者
- (3) お試し住宅の貸付料等を支払う能力を有する者であること。
- (4) 移住希望者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする者が、大台町暴力団排除条例（平成23年大台町条例第1号）第2条に規定する暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) お試し住宅の維持管理を適切に実施できる者であること。
- (6) 申請時に居住する住所地において市区町村の債権（市区町村税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道使用料、生活排水使用料、公営住宅使用料、保育料並びに給食費及びその他市区町村の歳入となるものをいう。）を滞納していない者
- (7) お試し住宅を一の年度において借り受けたことがない者（同居人としての利用を含む。）であること。

(貸付期間)

第5条 お試し住宅の貸付期間は、1月以上12月以内とし、契約書において定める。ただし、複数年度にわたる貸付けは行わないものとする。

(入居者の公募の方法)

第6条 お試し住宅の公募は、町長が別に定めるところにより行うものとする。

(お試し住宅の借受申込み)

第7条 お試し住宅を借り受けようとする者は、大台町お試し住宅借受申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申し込むものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 住民票謄本（抄本）
- (3) 世帯全員の完納証明書又は非課税証明書
- (4) 身分を証する書類の写し（氏名、住所及び生年月日の記載があるもの）
- (5) 前4号に規定するもののほか、町長が必要と認める書類

(貸付決定)

第8条 町長は、前条の申込書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、大台町お試し住宅貸付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 町長は、お試し住宅を貸し付ける場合において、条件を付することができる。

3 町長は、第1項の規定にかかわらず、お試し住宅を借り受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸し付けないことができる。

- (1) この要綱の趣旨に反して借り受けるものと認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 第4条に規定する借受資格を満たさないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の管理上支障があるとき。

(契約)

第9条 お試し住宅の貸付けの通知を受けた者及び町長は、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条の規定に基づく定期建物貸借契約を締結するものとする。

2 町長は、前項の規定により契約を締結した相手方（以下「借受者」という。）に対し、法第38条第3項の規定により、契約の更新がない旨を記載した書面を交付して説明するものとする。

(貸付料)

第10条 お試し住宅の貸付料は、月額3万円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、貸付期間中において1月に満たない月の貸付料は、1月を30日として日割計算により算出した額とする。

2 お試し住宅の使用に際し、次に掲げる費用は借受者の負担とする。

- (1) 光熱水費（電気代、水道代、ガス代及び灯油代）
- (2) 浄化槽管理費
- (3) 日本放送協会受信料
- (4) インターネット利用料
- (5) 飲食費

- (6) 寝具その他日常生活に係る消耗品に要する費用
- (7) お試し住宅に備付け以外の機器及び備品に要する費用

3 貸付料は、毎月末（月の途中で明渡す場合は明け渡す日）までに、納入通知書に基づき、期限内に、その月分を納付しなければならない。

4 既納の貸付料は、還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(遵守事項)

第11条 借受者は、お試し住宅の使用について、次に掲げることを遵守しなければならない。

- (1) 外出及び就寝するときに施錠する等お試し住宅を善良に管理すること。
- (2) お試し住宅の鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (3) 火気の取扱いに注意するとともに、冬期間にあっては、水道の凍結防止に配慮すること。
- (4) 備付けの備品及び計器類を適切に取り扱うこと。
- (5) 草刈り、除雪等お試し住宅を適正に管理すること。
- (6) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (7) 退去する際は、室内を清掃し、速やかにお試し住宅の鍵を町長に返却すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の利用に関し、町長が必要と認めること。

(制限行為)

第12条 借受者は、お試し住宅において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) お試し住宅の貸付決定において認めた同居人以外の者を同居させること。
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為を行う会場として使用すること。
- (3) 興業の用に供するために使用すること。
- (4) 展示会その他これらに類する催しを開催すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為を行う会場として使用すること。
- (6) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (8) 犬、猫その他の動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬その他これに相当する動物を除く。）を飼育すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

2 町長は、前項の規定に違反した者に対しては、直ちにお試し住宅から退去を命ずることができる。

(契約の解除及び貸付決定の取消し)

第13条 町長は、借受者にこの要綱の規定及び契約書に定める事項に違反する行為があった場合等、お試し住宅の定期賃貸借契約を継続することが困難であると認めるときは、定期賃貸借契約を解除し、お試し住宅の貸付けの決定を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定によりお試し住宅の貸付けの決定を取り消したときは、大台町お試し住宅貸付決定取消し通知書（様式第4号）により、借受者に通知するものとする。

（明渡し）

第14条 借受者は、お試し住宅の貸借期間が終了したときは、町長と協議の上、通常の利用により生じた損耗を除き、お試し住宅を原状に回復して明け渡さなければならない。

2 借受者は、前項の規定により明け渡すときは、あらかじめ当該明け渡す日を町長に申し出なければならない。

（立入り）

第15条 町長は、お試し住宅の防火、構造の保全その他のお試し住宅を管理するために必要があると認めるときは、借受者の承諾を得て、お試し住宅に立ち入ることができる。

（損害賠償）

第16条 借受者は、故意若しくは過失によりお試し住宅を損傷し、又は滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。この場合において、借受者は、その損害を賠償しなければならない。

（事故免責）

第17条 町は、お試し住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅で発生した事故の責任を負わないものとする。

（運営の委託）

第18条 この事業の実施主体は大台町とする。ただし、事業の運営は町長が適当と認めた者に委託することができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

大台町お試し住宅借受申込書

年 月 日

大台町長 様

申込者
住所
氏名

大台町お試し住宅を借受きたいので、大台町お試し住宅事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり申込みます。なお、同要綱第4条に規定する借受資格を満たす者であることを宣誓します。

希望借受期間		年 月 日から		年 月 日まで		
(ふりがな) 入居者氏名		性別	生年月日	年齢	職業	申込者との続柄
申込者		男・女	年 月 日			本人
同居人		男・女				
		男・女				
		男・女				
		男・女				
申込者連絡先		電話番号（自宅）				
		電話番号（携帯）				
		FAX				
		E メールアドレス				

※添付書類

- (1) 申込者の住民票謄本（抄本）、運転免許証又は個人番号カードの写し
- (2) 世帯全員の完納証明書又は非課税証明書

以下、役場記入欄

※下記債権の内、該当するものの納期到来分について納付状況を確認(該当する方に☑)					
1	市区町村税	未納なし ☐ 未納あり ☐	6	公営住宅使用料	未納なし ☐ 未納あり ☐
2	介護保険料	未納なし ☐ 未納あり ☐	7	保育料	未納なし ☐ 未納あり ☐
3	後期高齢者医療保険料	未納なし ☐ 未納あり ☐	8	給食費	未納なし ☐ 未納あり ☐
4	水道使用料	未納なし ☐ 未納あり ☐	9	その他市区町村の歳入と なるもの ()	未納なし ☐ 未納あり ☐
5	生活排水使用料 (浄化槽・下水道)	未納なし ☐ 未納あり ☐			

※該当しないものについては、未納なしとすること。

様式第 2 号(第 7 条関係)

誓 約 書

大台町長 様

私が、この度借受申込みを行う大台町お試し住宅につきましては、裏面に記載されている大台町お試し住宅事業実施要綱第 11 条に規定する遵守事項及び同要綱第 12 条第 1 項に規定する制限行為に従い利用し、また、お試し住宅利用の趣旨を踏まえ、定められた期限までに必ず退居いたします。

年 月 日

氏 名

遵 守 事 項 等

(遵守事項)

お試し住宅等の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 外出及び就寝するときに施錠する等お試し住宅を善良に管理すること。
- (2) お試し住宅の鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (3) 火気の取扱いに注意するとともに、冬期間にあつては、水道の凍結防止に配慮すること。
- (4) 備付けの備品及び計器類を適切に取り扱うこと。
- (5) 草刈り、除雪等お試し住宅を適正に管理すること。
- (6) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (7) 退去する際は、室内を清掃し、速やかにお試し住宅の鍵を町長に返却すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の利用に関し、町長が必要と認めること。

(制限行為)

利用者は、お試し住宅等において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) お試し住宅の貸付決定において認めた同居人以外の者を同居させること。
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為を行う会場として使用すること。
- (3) 興業の用に供するために使用すること。
- (4) 展示会その他これらに類する催しを開催すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為を行う会場として使用すること。
- (6) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (8) 犬、猫その他の動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬その他これに相当する動物を除く。）を飼育すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

大台町長

大台町お試し住宅貸付決定通知書

大台町お試し住宅事業実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり貸し付けます。

記

1 貸し付ける期間

年 月 日から
年 月 日まで

2 入居者

入居者氏名	性別	生年月日	年齢	申込者との続柄
		年 月 日		本人
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

3 貸付料

区分	金額	備考
貸付料	円	

様式第4号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

大台町長

大台町お試し住宅貸付決定取消し通知書

大台町お試し住宅事業実施要綱第13条第2項の規定に基づき、次のとおり大台町お試し住宅の貸付決定を取り消すこととしましたので通知します。

つきましては、住宅を現状回復の上、直ちに住宅の明渡しをしてください。

記

- 1 貸付決定を取り消すお試し住宅
- 2 貸付決定を取り消す理由